

平成21年第2回竜王町議会定例会（第1号）

平成21年6月8日

午前11時15分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（1日目）**

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2 | 会期の決定      |   |
| 日程第 3 | 議第41号      | 竜王町税条例の一部を改正する条例                                |
| 日程第 4 | 議第42号      | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第 5 | 議第43号      | 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第 6 | 議第44号      | 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例                             |
| 日程第 7 | 議第45号      | 平成21年度竜王町一般会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第 8 | 議第46号      | 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）            |
| 日程第 9 | 議第47号      | 近江八幡市、安土町及び竜王町心身障害児通園事業に関する事務の事務委託に関する規約の変更について |
| 日程第10 | 報第 1号      | 平成20年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について                     |
| 日程第11 | 報第 2号      | 平成20年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について                |

## **2 会議に出席した議員（12名）**

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

## **3 会議に欠席した議員（なし）**

## **4 会議録署名議員**

7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
----	------	----	-------

## **5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者**

町	長	竹山秀雄	副	町	長	青木進								
教	育	長	岡谷ふさ子	会	計	管	理	者	布施九藏					
総	務	政	策	主	監	川部治夫	住	民	福	祉	主	監	兼	山添登代一
産	業	建	設	主	監	小西久次	健	康	推	進	課	長		
政	策	推	進	課	長	杼木栄司	総	務	課	長	松瀬徳之助			
住	民	税	務	課	長	若井政彦	生	活	安	全	課	長	福山忠雄	
産	業	振	興	課	長	兼	井口和人	福	祉	課	長	吉田淳子		
農	業	委	員	会	事	務	局	長	兼	田中秀樹				
教	育	次	長	兼	赤佐九彦	学	務	課	長	富長宗生				
生	涯	学	習	課	長									

## **6 職務のため議場に出席した者**

議	會	事	務	局	長	村井耕一	書	記	古株三容子
---	---	---	---	---	---	------	---	---	-------

開会 午前11時15分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成21年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成21年第2回竜王町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、平成21年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中をご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

梅雨入りの近さがうかがわれます天候不順な時節ですが、議員の皆様にはいよいよご健勝にて、日夜を問わず議会活動にご専念をいただき、感謝を申し上げますとともに、平素は町政全般にわたりまして格別のご指導とご鞭撻を賜っておりますことに、心より厚く御礼を申し上げます。

先の臨時議会でも触れさせていただきましたが、日経平均株価が一万円台に近づくまでに値を戻して来たことや、内閣府の6月の月例経済報告で「悪化」の文字を削除し、事実上の底値打ち宣言になったこと、また、中国向け輸出の堅調さ等で、いくぶん日本の景気も持ち直す方向になったという報道が相次いでいますが、実態はまだまだ回復の文字にはほど遠い厳しい状況が続いていることは否めません。

滋賀県の3月度有効求人倍率が0.45でしたが、4月度は0.37に落ち込み、過去に類を見ないぐらいの雇用状況の悪さであります。製造業の多い我が県にありましては、景気の状態をまともに受ける形であり、行政を預かる者の一人として、雇用のあり方には抜本的な取り組みが必要なときであると考えているところでございます。

一方、感染の拡大が心配された新型インフルエンザも、発症事例が少なく終息の方向にありますが、県の安全宣言が出るまでは警戒心を持ち、引き続き対策本部を設置した状態で対応いたしてまいります。今回の新型インフルエンザでは、観光業者が修学旅行の延期や中止等で大きな打撃を受けており、竜王町におきましてもアグリパークでは京都・大阪方面のお客様からキャンセルが続き、痛手となった次第であります。秋口には、通常の季節型インフルエンザと併せて再流行が懸念されていますが、今は感染予防具等の準備を心掛け、本定例会でも補正予

算を組ませていただいたところでございます。

このように<sup>こんとん</sup>渾沌とした世情であります。議員ご高承のとおり、竜王インターチェンジ北西部のアウトレットパークも着々と造成工事が進められ、当該地の広さが目に入るようになってまいりました。心配されていますのが交通渋滞問題であります。既に国道477号線の4車線改良工事が進められているところでありますが、将来的な展望を含め、インター周辺道路整備検討協議会で竜王町の道路整備について協議していただいております。竜王町内の交通状況の問題点を摘出することと、現状の交通量の実態調査活動に入ることにいたしました。来年の8月には開業という計画でありますので、時間的に余裕もなく、まず第一番に着手しなければならぬ事を決定していただくことが肝要だと思っております。

さて、3月定例会にて平成21年度の予算をお認めいただき執行中ですが、法人税収が予想を超えての減となることがほぼ確実な状況であり、現時点での平成20年度決算見込みに基づく実質公債費比率も17.9%が予想され、地方債の発行にかかる協議について、「同意」から「許可」を要する団体となる基準値の18%に極めて近い数値になるという状況であります。

年頭訓示にて、今年は竜王町の歩みの中で、間違いなく試練が待ち受けていると職員に伝えましたが、その様相が色濃くなってまいりました。町内特定企業からの税収額の確定を見て、慌てることなく、今後の進め方について、議員の皆さま、また関係各位と協議させていただこうと考えています。帰するところは、ただひとつ、町の皆さまにご心配をかけることなく、そして、住民サービスが低下しないように行政経営に当らねばならないということでもあります。全職員が一丸となって進めてまいりますが、改めまして、議員の皆様にも格段のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に提案申し上げます案件は、条例改正に関する案件4件、補正予算に関する案件2件、近江八幡市・安土町・竜王町の心身障害児通園事業規約の一部変更案件1件、繰越明許費繰越計算書報告が2件、合計9件であります。なお、会期中に条例改正・補正予算・人事案件の各議案について追加提案を予定させていただきます。慎重なるご審議を賜り、お認めをいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の

規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。  
なお、説明は省略いたしますので、ご了承願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（寺島健一） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、7番 貴多正幸議員、8番 蔵口嘉寿男議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思ひますので、ご協力のほどお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

- |        |          |                                                 |
|--------|----------|-------------------------------------------------|
| 日程第 3  | 議第 4 1 号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例                                |
| 日程第 4  | 議第 4 2 号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第 5  | 議第 4 3 号 | 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第 6  | 議第 4 4 号 | 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例                             |
| 日程第 7  | 議第 4 5 号 | 平成21年度竜王町一般会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第 8  | 議第 4 6 号 | 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）            |
| 日程第 9  | 議第 4 7 号 | 近江八幡市、安土町及び竜王町心身障害児通園事業に関する事務の事務委託に関する規約の変更について |
| 日程第 10 | 報第 1 号   | 平成20年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について                     |
| 日程第 11 | 報第 2 号   | 平成20年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算                     |

## 書について

○議長（寺島健一） 日程第3 議第41号から日程第9 議第47号までの7議案  
および日程第10 報第1号から日程第11 報第2号での2報告についてを  
一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第41号から議第47号ま  
での7議案、報第1号および報第2号の2報告につきまして、順を追って提案理  
由を申し上げます。まず、議第41号から議第47号までの7議案につきまして、  
提案理由を申し上げます。

議第41号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、議員ご高承  
のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日公布され、  
それらに伴います改正規定が平成22年1月1日・平成22年4月1日および平  
成23年1月1日からそれぞれ施行されることによります一部改正でございま  
す。

改正の主な内容でございしますが、現下の社会・経済状況を踏まえ、個人住民税  
において住宅借入金等特別税額控除の創設、また、土地需要を喚起し土地の流動  
化と有効活用を推進する観点から、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設  
に伴う租税特別措置法の改正等によります条文の追加や引用条項・引用規定の追  
加等でございます。

まず、附則第7条の3の現行の税源移譲に伴う経過措置である個人の町民税の  
住宅借入金等特別税額控除につきましては、用語定義の追加と、納税通知書送達  
後に特別税額控除申告書の提出を認める「ゆるす規定」を、課税関係の確定がで  
きないことから削除するものでございます。

次に、附則第7条の3の2の追加につきましては、個人住民税における住宅借  
入金等特別税額控除の創設に伴うものでございまして、所得税の住宅ローン控除  
の適用者で平成21年から平成25年までの入居者に対し、所得税から控除しき  
れなかった住宅ローン控除額について、9万7,500円を上限に個人住民税か  
ら控除するものでございまして、これに伴います減収は、減収補てん特例交付金  
により補てんされることとなります。また、給与支払報告書等について必要な改  
正が行われ、市町村への申告は不要とされるものでございます。

続いて、附則第8条から附則第19条までおよび附則第20条から附則第20  
条の4までにつきましては、それぞれ住宅借入金等特別税額控除の創設および土

地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設に伴う租税特別措置法の改正により  
ます引用条項の追加、また引用規定の追加をするものでございます。

附則第19条の2につきましては、証券会社等の特定管理口座において保管委  
託されている特定管理株式が、価値を失ったことにより損失が生じた場合、株式  
等の譲渡損失とみなす特例の適用対象に特定保有株式を追加したことによる租  
税特別措置法の改正に伴う見出しおよび条文の改正でございます。

施行期日につきましては、平成22年1月1日とするものでございますが、附  
則第7条の3第3項・第17条第1項および第17条の2第3項の改正規定は平  
成22年4月1日、附則第20条の2第1項の改正規定は平成23年1月1日と  
するものでございます。

次に議第42号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につつま  
しは、議員ご高承のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月  
31日公布され、それらに伴います改正規定が平成22年1月1日・平成22年  
4月1日および平成23年1月1日からそれぞれ施行されることによります一  
部改正でございます。

改正の主な内容でございますが、新たに追加いたします附則第3項は、上場株  
式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例として、所得割額の算定  
につき総所得金額に配当所得を加えることを、また附則第7項は、上場株式等  
に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例と  
して、その配当所得について損益通算および繰越控除を行った場合は、その後の  
金額で所得割額を算定することをそれぞれ新たに追加するものでございます。

その他、これらの追加によります項ずれや土地の長期譲渡所得に係る特別控除  
の創設に伴う租税特別措置法の改正による引用規定の追加、および金融商品の譲  
渡所得を先物取引に係る他の雑所得と同様に課税の特例に追加するもの等でご  
ざいます。

施行期日につきましては、平成22年1月1日とするものでございますが、附  
則第3項の第35条の2第1項を加える改正規定および附則第4項の項ずれを  
除く改正規定は平成22年4月1日、附則第8項の譲渡所得を加える改正規定は  
平成23年1月1日とするものでございます。

次に議第43号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例につつま  
しは、緊急の少子化対策として健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布さ  
れ、平成21年10月から平成23年3月までの時限措置として、全国一律に出

産育児一時金の支給額を4万円引き上げられましたことによる一部改正でございます。

内容といたしましては、現行の出産育児一時金35万円を39万円に、産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合は38万円を42万円とするものでございます。なお、原則として、出産育児一時金は医療機関へ直接支払う仕組みに改組されますことを申し添えます。

次に議第44号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、地域介護・福祉空間整備交付金の採択を受け、現在、竜王町総合運動公園の敷地内に多世代交流型高齢者運動効果推進拠点施設であるスポーツジムならびにスタジオの建設を進めております。この施設につきましては、竜王町都市公園条例別表第1に規定します有料公園施設として位置づけるとともに、別表第3に規定します有料公園施設の使用料金の制定が必要になりますことから、一部改正をするものでございます。

施行日につきましては、現在建設中のため、規則委任するものでございます。なお、使用料の額につきましては、過日、竜王町公共料金等審査委員会に諮問させていただき、妥当な使用料であるとの答申書をいただいていることを申し添えます。

次に議第45号、平成21年度竜王町一般会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの予算額が49億3,140万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,640万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、新型インフルエンザの流行に備えた対策として防災テント・感染防止服等の購入費用の増額、耕作放棄地の増加や担い手の経営耕地の分散化による規模拡大意欲の低下に対応するための面的集積等交付金の増額、町内通行車両の交差点での交通量調査委託料の増額、武道交流会館建築工事の外溝工事費の増額、武道交流会館建築に伴います土地の登記名義等の変更委託料の増額などでございます。

次に議第46号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が8億8,600万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ6,223万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,823万2,



000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、資格の適正な適用のため一般被保険者から退職被保険者への振替を行いましたことに伴い、退職被保険者等療養給付費で1,493万円、同じく高額療養費で223万円の増加が見込まれますこと、出産育児一時金につきまして、国の緊急少子化対策に伴う出産育児一時金の引上げにより60万円の増額、後期高齢者支援金および前期高齢者納付金の単価引き上げにより不足が生じますことから、後期高齢者支援金が1,220万2,000円、前期高齢者納付金が19万6,000円のそれぞれ増額、さらに老人保健医療費拠出金について、平成19年度老人保健医療費拠出金の精算額の確定に伴う3,182万4,000円の増額等でございます。

歳入におきましては、歳出の財源となるものでございますが、国庫支出金の国庫負担金が500万円、国庫補助金が財政調整交付金として140万円、出産育児一時金の引き上げ分として30万円、療養給付費等交付金が4,950万円、県支出金の県補助金が120万円、繰越金が463万2,000円等をそれぞれ増額するものでございます。

次に議第47号、近江八幡市、安土町及び竜王町心身障害児通園事業に関する事務の事務委託に関する規約の変更につきましては、近江八幡市・安土町および竜王町の1市2町が共同して実施しております心身障害および発達支援の必要な児童への療育事業について、安土町と竜王町が、近江八幡市にその事務の管理および執行を委託する規約を定めており、事業については近江八幡市立心身障害児通園センターで実施されてきましたが、今回、近江八幡市において、本年4月1日から「近江八幡市立心身障害児通園センター」の名称を「近江八幡市子ども療育センター」に改められました。これは、子どもの発達段階で何らかの障がいと思われることから通園センターでの療育が必要とされた子どもの保護者の不安感や抵抗感に配慮されたものでございます。

このようなことから規約の一部を変更し、事業名称を「心身障害児通園事業」から「子ども療育事業」に改め、委託事務の負担金を単年度処理に改めることについて、地方自治法第252条の14第2項の規定により近江八幡市・安土町および竜王町の3者で協議したいので、同条第3項において準用する第252条の2第3項の規定により、関係市町それぞれの議会の議決が必要となることから提案するものでございます。

以上、議第41号から議第47号までの7議案につきまして、提案理由を申し

上げたところでございますが、議第45号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） ただいま町長から、平成21年度竜王町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

まず歳入予算の主なものとしたしましては、県支出金につきまして特定農業法人や認定農家が利用権を設定して農地を面的に集積して耕作した場合に、国庫金を含めて県から補助されます農地流動化推進対策事業費補助金が230万円の増額、「福祉的な視点を重視した学校不適応支援事業」の調査研究校に竜王中学校が指定を受けたことに伴う学校不適応支援事業委託金が98万2,000円の増額でございます。

また、前年度繰越金が2,099万円の増額でございます。

続きまして、歳出予算の主なものとしたしましては、保健衛生総務費・一般管理で135万円の増額をお願いするものでございます。これは、メキシコに端を発しました新型インフルエンザはまたたく間に世界に感染が広まり、滋賀県においても3人が感染、竜王町においても現在対策本部の設置を継続し感染防止に努めているところであります。新型インフルエンザは感染が早く、気候が涼しくなる秋以降の流行も予想されますので、その対策として防災テント43万9,000円、感染防止服・感染防止ゴーグル・マスクなどの消耗品費75万円、消毒薬などの医薬材料費12万1,000円等の防災資材購入費用でございます。

さらに、農地流動化等推進対策として、耕作放棄地の増加や担い手の経営耕地の分散化による規模拡大意欲の低下に対応するため、農地の面積集積に取り組む特定農業法人や認定農業者を対象として、1ha以上の連反で利用権を設定して耕作する場合に、1反当たり国・県および町が1万5,000円を交付する面的集積等交付金が300万円の増額、町内における交通渋滞等に備え、主要交差点での通行車両等の交通量調査を実施し、今後の計画づけのための道路交通体系基盤調査業務委託料が150万円の増額、現在整備を進めております武道交流会館建築工事に伴い、排水路敷設や舗装等の町単独事業となります外溝工事に伴う武道交流会館建築工事請負費が1,317万1,000円の増額、学校不適応支援事業として、歳入の説明でも申し上げましたが、竜王中学校が「福祉的な視点を重視

した学校不適応支援事業」にかかる調査研究校の指定を受けたことに伴い、課題のある子どもの早期発見・早期対応に努め、学校不適応の未然防止を推進するための自立支援員配置に伴う講師謝金等が98万3,000円の増額、武道交流会館建築に伴います土地の登記名義等の変更にかかる登記業務委託料等が170万2,000円の増額などがございます。

以上、簡単ではございますが、議第45号、平成21年度竜王町一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 続きます。報第1号および報第2号につきましてご報告いたします。

報第1号、平成20年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書および報第2号平成20年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

本繰越明許費繰越計算書の内容につきましては、去る3月定例議会において地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費としてお認めをいただきました平成20年度の繰越明許費にかかるものでございます。

一般会計では、定額給付金事業2億1,550万円、広報りゅうおう発行事業287万7,000円、介護予防拠点整備事業5,070万円、子育て応援特別手当事業832万8,000円、地域産業研修センター管理屋根補修事業450万円、道路交通体系基盤調査事業300万円、道路新設改良事業77万2,000円、まちづくり交付金事業3億2,274万9,000円、公民館コンバージョン事業168万円、社会体育施設建築事業313万円を繰り越しさせていただきました。

定額給付金事業につきましては、国の制度構築に時間を要したこと、広報りゅうおう発行事業につきましては、写真取材等に一定期間を要すること、介護予防拠点整備事業につきましては、都市公園内での建築のため都市計画法にかかる申請協議に時間を要したこと、子育て応援特別手当事業につきましては、定額給付金事業と同様、国の制度構築に時間を要したこと、地域産業研修センター管理屋根補修事業につきましては、漏水調査・修繕工法決定に時間を要したこと、道路交通体系基盤調査事業につきましては、竜王インターチェンジを中心に広域的な

交通体系について緊急的に3月に補正予算措置したこと、道路新設改良事業につきましては、町道小口八重谷線歩道の橋梁部分の地質調査を新たに要する事態となったこと、まちづくり交付金事業につきましては、国からの事業前倒しにより平成20年度事業で前倒して実施したこと、公民館コンバージョン事業につきましては、関係団体との調整に時間を要したこと、社会体育施設建築事業につきましては、関係団体との調整に時間を要したため、それぞれ年度内完了が困難となり、繰り越すことになったものでございます。

下水道事業特別会計では、特定環境保全公共下水道事業が7,465万2,000円を繰り越しさせていただきました。これは、主に公共下水道の管渠築造工事の繰越で、河川占用協議に時間を要したことから繰り越すことになったものでございます。

今後におきましては、早期に完了できるよう努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、報告といたします。

以上をもちまして、議第41号から議第47号までの7議案および報第1号および報第2号の2報告すべてにつきまして、順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

**○議長（寺島健一）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第10 報第1号から日程第11 報第2号までの2報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第10 報第1号から日程第11 報第2号までの2報告について、報告を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後0時00分